開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(目時重雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和5年第3回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(目時重雄君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、6月7日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情の写しのとおりであります。陳情第9号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書、陳情第10号 シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める陳情書、陳情第12号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情は、総務福祉常任委員会に、陳情第11号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、産業教育常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(目時重雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、7番、成田直人君、8番、 鹿兒島巖君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(目時重雄君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 船水隆一君登壇〕

○議会運営委員長(船水隆一君) おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を6月7日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、条例の専決処分2件、令和4年度補正予算の専決処分8件、報告2件、令和5年度補正予算の専決処分1件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、指定管理者の指定1件、補正予算1件、陳情4件となっており、定例会中の追加予定案件が11件であります。

したがいまして、議会運営委員会としましては、第1日、6月15日木曜日を初日本会議、第2日、6月16日金曜日は一般質問を行い、終了後に常任委員会、第3日と第4日は土日のため休会、第5日と第6日は事務整理等で休会、第7日、6月21日水曜日を最終日本会議として、会期を7日間とすることを提案いたします。

○議長(目時重雄君) お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から 6月21日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は7日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長(目時重雄君) 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

〇町長(細越 満君) おはようございます。

本日は、第3回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄大変 お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします案件は、報告2件、議案として条例の一部改正の専決処分2件、令和4年度補正予算の専決処分8件、令和5年度補正予算の専決処分1件、条例の制定及び一部改正3件、指定管理者の指定1件と補正予算1件の計18件であります。なお、会期中に人事案件を提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、3月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナワクチン接種についてご報告申し上げます。

5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に変更され、これまでの法律に基づき行政が様々な要請、関与をしてきた仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とした対応に大きく変わりました。

3年以上にわたった新型コロナウイルス感染対策は有事から平時に転換され、日常生活に おいて規制や制約がなくなり、コロナ禍前の日常に急速に戻ってゆくものと期待する一方で、 ウイルス自体が消滅したわけではなく、個々においては基本的な感染対策に継続して努めて いただきたいと思います。

さて、3月8日付で厚生労働大臣より新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施についての一部改正通知が発出され、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、特例臨時接種期間が令和6年3月31日まで延長されました。

これに伴い、5月8日以降の追加接種として、国から春と秋に臨時接種を実施するよう指示があり、本町では今月から春の接種を実施いたします。

春の接種対象者は、2回の初回接種完了者で、65歳以上の方、12歳から64歳までの方で 基礎疾患を有する方、またはその他重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者等と なっております。

施設内での巡回接種で行う施設利用者等を除き、第1弾として、前回接種が令和4年12月 10日までに接種を終えた方々は、6月1日から5日までコールセンターで予約受付を行い、 6月22日から7月1日まで接種を行います。続く第2弾として、前回接種が令和4年12月11日から本年4月21日までに終えた方々は、7月4日から8日までコールセンターで予約受付を行い、7月22日から31日まで接種を行います。いずれの接種も、これまで同様、小坂町診療所での個別接種で対応いたします。

また、児童の初回接種は、5歳から11歳の児童は鹿角市へ、生後6か月から4歳までの乳幼児は大館市へ引き続き依頼し、対応していただいているほか、秋の接種は、5歳以上の初回接種を完了した全ての方々を対象に、9月から12月に実施を予定しております。

今回の接種は、春、秋とも、重症化リスクの高い65歳以上の方々及び基礎疾患を有する方等を除き努力義務が適用されませんが、新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止が図られ、それにより医療機関等の負担が軽減されると考えているため、できる限りの接種を検討していただきたいと考えております。

最後に、新型コロナワクチン接種に全面的にご協力いただく小坂町診療所、乳幼児の接種に対応していただいている大館市、鹿角市に改めて感謝を申し上げますとともに、接種の実施に当たって、万全を期して準備を進め、慎重かつ迅速に実施するよう担当する福祉課へ指示したところでございます。

次に、観光客の入り込み状況についてご報告申し上げます。

今年の4月28日から5月7日までのゴールデンウイーク期間中の観光客数は、十和田湖主要宿泊施設の宿泊者数が3,369人で、昨年の3,308人と比べて約1.8%の増、外国人宿泊客は昨年の2人から169人となっております。

また、主要観光施設では、康楽館が1,389人で、昨年の1,688人と比べて17.7%減、小坂鉱山事務所が1,108人で、昨年の1,327人と比べて16.5%減、小坂鉄道レールパークが1,257人で、昨年の1,369人と比べて8.2%減となっております。

康楽館への教育旅行の入館状況は、昨年度120校、9,981人の実績に対して、今年は秋田 県内小中学校の修学旅行先が宮城や東京へ戻ってしまったことで、現在までの実績と予約を 含めて、80校、8,000人を見込んでおります。

十和田湖では外国人観光客が戻ってまいりましたし、国内旅行につきましても、5月連休明けに新型コロナ5類移行になったことで、今後の団体旅行にも期待ができると思っております。

今後においても、広域観光連携やイベントの開催など、町としても切れ目のない観光宣伝、

誘客促進事業を展開して、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、5月11日の議会全員協議会において、十和田湖観光振興センターのオープンが来年度に延期になった件についてご報告させていただきましたが、正式に議会の場で報告申し上げます。

十和田湖和井内地区に整備をしております十和田湖観光振興センターについて、3月定例会の町政報告において、10月7日土曜日にオープンすることで準備を進めていると報告させていただいておりました。

十和田湖は、国立公園であるとともに、文化財保護法に基づいて指定した特別名勝と天然 記念物に重複指定されていることから、開発行為には文化庁の許可が必要とされております。 そのため、当初計画から変更が生じた駐車場等の外構工事について、文化庁に2月に変更申 請をして許可を得た後、4月上旬から6か月の工事期間により9月の完成を見込んでの報告 でございました。

しかし、3月下旬時点での状況で、変更申請事務の遅れにより、まだ文化庁からの許可が下りていないことが判明いたしました。その後、工事内容の変更のために県を通じて文化庁と協議して、許可が出るまでにはかなりの期間を要することが見込まれたことから、駐車場等の外構工事が大幅に遅れることが確実となり、今年度のオープンは断念するしかないと判断いたしました。

今後の予定としては、国と協議をするための申請書類を速やかに整理、作成して変更申請 を行い、来年度のオープンを目指して準備を進めてまいりたいと考えております。

当初から、令和5年秋オープンということで準備を進めてきて、町内外に広く宣伝、発信してきたことから、議会をはじめ、国・県や関係者、オープンを楽しみにしていた町民の皆様にご迷惑をおかけしたことに対し、深くおわびを申し上げます。

次に、第38回小坂町アカシアまつりについてご報告申し上げます。

6月10日、11日の2日間にわたり、第38回目となるアカシアまつりが中央公園で開催されました。アカシアの花が咲き誇り、甘い香りに包まれる中で、2日間とも好天に恵まれての開催となったことで、町内外の多くのお客様から楽しんでいただいたものと思います。

アカシアまつりのイベントは、地元小中学校、高等学校の児童生徒による演奏や演舞のほか、秋田県警音楽隊やアーティストによるコンサート、ヒーローショーなどの多彩なステージイベントが祭りを盛り上げました。会場では、恒例のお楽しみ露店やキッチンカーによる出店、こども縁日をはじめ、観光施設を巡るスタンプラリーに加え、自衛隊や警察署、消防

署など各関係機関によるPR出展などが実施されるなど、お子様からお年寄りまで多くの来場者に喜んでいただきました。

また、お楽しみ露店やキッチンカー等での売行きも好調であったと聞いており、大盛況で あったものと感じております。

イベントは町に活力を与え、明治とアカシアが香る町を県内外に観光宣伝できるよい機会ですので、今後とも初夏の恒例イベントとして、町民手作りによる楽しいイベントを企画することで、町民や観光客に楽しんでいただきながら、町の活性化を図ってまいりたいと思います。

次に、去る5月31日をもちまして、令和4年度各会計の出納を閉鎖いたしましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

令和4年度は、第6次小坂町総合計画の2年目の年に当たり、「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」という目標の下、「まち」「ひと」「しごと」をキーワードとして、3つの重点プロジェクトに取り組んでまいりました。移住・定住促進、大規模畑作農業推進、十和田湖和井内エリア整備、町道改良、災害復旧、下水道整備など、積極的に施策を展開したほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ対策、地域経済や住民生活を守る支援策について、万全を期してまいりました。

財政運営では、一般会計において、町税は11億7,385万3,000円で、対前年度比2億7,083万5,000円、30%の増、普通交付税交付額は17億604万3,000円で、対前年度比1億6,375万7,000円、8.8%の減、普通交付税の代替でもある臨時財政対策債発行額は2,578万4,000円で、対前年度比5,411万7,000円、67.7%の減となり、この2つを合わせた実質的な普通交付税では、対前年度比2億1,787万4,000円、11.2%の減となりました。

また、特別交付税は3億8,691万2,000円で、対前年度比2,704万6,000円、7.5%の増となりました。

町税、特別交付税が増となり、実質収支においては9,000万円ほどの黒字決算の見込みとなりました。

さらに、決算見込みにおいて剰余金を確保することができましたので、機動的な施策推進の財源として、財政調整基金と減債基金をそれぞれ積み増ししたものの、取崩しもありましたので、令和4年度末の両基金を合わせた残高は、昨年度末より1億5,846万9,000円多い15億9,147万1,000円となったほか、公共施設等総合管理基金にも積み増しし、5億4,451万2,000円といたしました。

この1年は、安定的な財政運営の堅持に努めながらも、住む人が愛着を持ち、訪れる人が 感動するまちづくりに大きく寄与することができたと思っております。議員各位におかれま しては、予算執行のみならず、行財政全般にわたるご指導とご協力を賜りましたことに、厚 くお礼申し上げます。

それでは、各会計の決算見込みの概数をご報告させていただきます。

一般会計は、令和3年度繰越明許費として議決をいただきました7件を含む予算額53億9,277万4,000円に対し、歳入52億2,238万6,000円、歳出49億8,167万3,000円で、差引き2億4,071万3,000円の繰越予定ですが、このうち1億5,039万9,000円が令和5年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は9,031万4,000円の黒字決算の見込みとなりました。

国民健康保険特別会計は、予算額5億1,464万3,000円に対し、歳入5億1,181万8,000円、 歳出5億204万2,000円で、差引き977万6,000円の黒字決算の見込みとなりました。

後期高齢者医療特別会計は、予算額8,504万1,000円に対し、歳入8,498万円、歳出8,497 万6,000円で、差引き4,000円の黒字決算の見込みとなりました。

介護保険特別会計でありますが、保険事業勘定は、予算額7億8,932万9,000円に対し、 歳入7億8,745万5,000円、歳出7億7,936万9,000円で、差引き808万6,000円の黒字決算の 見込みとなりました。介護サービス事業勘定は、予算額307万9,000円に対し、歳入歳出と も302万1,000円で、差引き額ゼロであります。

歯科診療所特別会計は、予算額5,750万2,000円に対し、歳入歳出とも5,739万3,000円で、 差引き額ゼロとなりました。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、予算額247万5,000円に対し、歳入歳出と も247万4,000円で、差引き額ゼロであります。

菅原ヤヱ奨学資金特別会計は、予算額229万円に対し、歳入歳出とも228万8,000円で、差引き額ゼロであります。

下水道事業特別会計は、令和4年度繰越明許費として議決をいただきました2件を含む予算額3億7,547万7,000円に対し、歳入3億3,768万9,000円、歳出3億3,440万7,000円で、差引き328万2,000円の繰越予定でありますが、このうち45万8,000円が令和5年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は282万4,000円の黒字決算の見込みとなりました。

小坂財産区特別会計は、予算額289万2,000円に対し、歳入288万7,000円、歳出130万

6,000円で、差引き158万1,000円の黒字決算の見込みとなりました。

続いて、水道事業会計であります。収益的収支では、収入 2 億5,929万3,000円、支出 2 億4,644万7,000円で、差引き1,284万6,000円となり、純利益は741万8,000円となりました。 資本的収支では、収入2,160万7,000円、支出 2 億1,279万7,000円で、差引き 1 億9,119万円の不足となりましたが、この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補塡しております。

以上、誠に簡単でありますが、令和4年度各会計の決算見込みについてご報告させていただきました。詳細につきましては、監査委員の決算審査を受けた後、9月開催の小坂町議会定例会に決算審査意見書とともに各資料を提出し、ご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で町政報告とさせていただきます。

〇議長(目時重雄君) 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

〇教育長(澤口康夫君) おはようございます。

それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校及び中学校の5月1日確定日における令和5年度の児童生徒数と学級 数が確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

児童生徒数は、小坂小学校が前年度と同数の138人、小坂中学校は4人減の88人となり、 小中学校を合わせると226人となりました。

また、小坂小学校の学級数につきましては、普通学級が6学級、特別支援学級が3学級で、 特別支援学級が1学級増の9学級となりました。

小坂中学校は、普通学級が3学級、特別支援学級が2学級で、どちらも前年度と同数で、 合わせて5学級となっております。

次に、鹿角小学校陸上競技大会における児童の活躍についてご報告申し上げます。

第50回鹿角小学校陸上競技大会が5月27日に行われました。当日は天候に恵まれ、最後まで懸命に競技を行う姿が見られました。

6年女子100mで中村鈴彩さんが6位、6年女子800mで永田珠梨さんが4位となるなど 入賞者を出し、日頃の練習の成果を発揮してくれました。また、オープン参加ではあります が、4年男子800mで永田悠真さんが大会新記録で優勝しました。

今後とも、学校、家庭と連携し、児童生徒の運動能力、体力向上に取り組んでまいります。

次に、5月31日に実施されましたチャレンジデー2023 i n 小坂についてご報告申し上げます。

小坂町は、今年で13回目のチャレンジデー挑戦となりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セレモニーは行いませんでしたが、小坂小中学校児童生徒の8の字アタック縄跳びをはじめ、多くの皆さんに実施していただき、大いに盛り上がりました。

当日は、セパーム・アリーナをはじめ、向陽体育館やパークゴルフ場などの体育施設を終 日無料開放し、健康体操教室やヨガ教室を無料で体験いただきました。

チャレンジデーが、スポーツを通した健康づくりのきっかけとなっていただければ幸いです。

結果は、参加者が3,458人で、過去最高の参加率73.8%となり、金メダルを獲得することができました。対戦相手の青森県田子町に敗北しましたが、群馬県南牧村には見事勝利することができました。このことは、チャレンジデーの趣旨と目的がますます浸透してきたことを示すものであり、町民の健康とスポーツに寄せる関心の高さが反映されたものと考えております。

お忙しい中、ご参加いただきました各種団体や企業の方々、町民の皆様には、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

なお、全国一斉の開催は今回が最後となります。

次に、十和田湖山開きについてご報告申し上げます。

6月4日、57回目となる十和田湖山開きが行われました。当日は、現地の状況が大雨、強い風であったことや、雷注意報が発令されていたことから、安全性を考慮し、はごろもコースの山歩きについて中止としました。神事については、場所を十和田ふるさとセンターに変え、関係者のみで執り行いました。

十和田湖山開きは、小学生から高齢者まで幅広い世代が国立公園である十和田湖に向け歩き、集い、自然に触れ、世代間の交流や健康づくりの機会として大きな意義がある事業と捉えておりますので、今回は残念でしたが、今後も多くの町民の皆さんに参加していただけるよう取り組んでまいります。

以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第4、議案第48号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専 決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第48号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、小坂町町税条例の所要の改正をしたものでございます。

主な改正点は、森林環境税導入に伴う徴収方法等の規定の整備、扶養親族等申告書の記載 事項の簡素化、三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し、大規模修繕等が行わ れたマンションに対する税額の軽減措置のわがまち特例の割合を定める規定などが主なもの でございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま すようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 〇議長(目時重雄君) 町民課長。
- **〇町民課長(古澤 健君)** 議案第48号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分 の承認を求めることについて、詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考1ページをご覧ください。

条文の改正については、審議の参考3ページから32ページの新旧対照表を参照していただ きたいと思います。

地方税法等が改正されたことに伴い、町税条例の一部改正が必要となった主な内容をご説明いたします。

1、個人町民税関係の1点目、森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備につきま

しては、令和6年1月1日施行になりますが、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載 すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の町民税及び県民税に併せて、国税である森林 環境税を賦課徴収する規定を設けるものであります。

2点目、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化につきましては、令和7年1月1日施行になりますが、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と 異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとするものであります。

3点目、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、適用期限を3年延長し、令和9年度までとするものであります。

4点目、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、適用期限を3年延長し、令和8年度までとするものであります。

2、軽自動車税関係の1点目、三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直しにつきましては、令和5年7月1日施行になります。種別割区分について、ミニカーの区分から三輪の特定小型原動機付自転車を除外し、原動機付自転車の区分とするものであります。一部の電動キックボードが対象となります。

2点目、自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策の強化につきましては、令和6年1月1日施行となります。自動車メーカー等の不正行為に起因し、軽自動車税環境性能割、種別割の納付不足額が生じた場合における当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるものであります。

3点目、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の適用期限の延長につきましては、より環境性能のよい車両の普及を促進する観点から、新車に係る翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能に応じて軽減する適用期限を、おおむね25%軽減の営業用乗用車にあっては2年、当該営業用乗用車以外の軽自動車は3年、それぞれ延長するものであります。

3、固定資産税関係、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の軽減措置の創設につきましては、築後20年以上経過し、過去に大規模修繕工事を実施しているなど一定要件を満たすマンションについて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに大規模修繕工事を実施した場合に、建物に係る翌年度の税額を減額するものです。

なお、減額割合は参酌基準の3分の1とするものであります。

4、そのほか、規定の整備、引用条項の整理をしております。

以上、簡単ではありますが、詳細説明を終わります。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第5、議案第49号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第49号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決 処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する 政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、原則とし て4月1日から施行することになったことに伴い、小坂町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間がなかったため、3月31日に専決処分したもので、これを報告し承認を求めるものでございます。

引用条項の整理が主なものでございます。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第6、議案第50号 令和4年度小坂町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第50号 令和4年度小坂町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

まず、専決処分をいたしました理由でありますが、年度末において、決算見込みにより歳入歳出予算に過不足の調整が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で措置したものであります。

本専決処分による補正予算は、既決予算額51億3,673万6,000円に歳入歳出それぞれ5,309 万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億8,983万円としたものでございます。

補正予算の歳入でありますが、町税の収入見込額、譲与税、交付金及び特別交付税の決定額を予算化したほか、国・県支出金等の収入額の確定等によってそれぞれの科目を調整しております。

次に、歳出でありますが、決算見込額での調整が主なものであります。大雨関連災害復旧 工事等を除いて、おおむね予定していた事務事業は執行することができたと思っております。 予算編成から執行まで、議員の皆様からご指導いただきましたことに、深く感謝を申し上げ ます。

この補正の歳入歳出予算の調整としては、今後の財政運営等に備え、財政調整基金への積立金2億5,325万7,000円を措置いたしました。この結果、令和4年度末の残高は12億4,867万円となります。

第2条の繰越明許費補正では、新たに繰越明許が必要となった事業2件を追加いたしました。

第3条の地方債補正では、事業費の確定等により発行額の限度額を調整し、その額を 3,490万円減の1億6,168万4,000円としています。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(目時重雄君) 総務課長。
- ○総務課長(窪田圭一君) それでは、令和4年度一般会計補正予算(第9号)の詳細について説明いたします。

本補正は、町長が提案理由で申し述べましたとおり、決算見込みで調整した最終補正予算であります。

歳入から説明いたしますので、補正予算書の12ページをお開きください。

1款町税は、税額の確定見込みで予算調整を行いました。

2款地方譲与税から、14ページの9款1項1目地方特例交付金までについては、令和4年度の交付決定額で予算化しております。

10款1項1目地方交付税は、特別交付税が既決予算額3億168万5,000円に対して、8,522万7,000円増の3億8,691万2,000円で決定いたしました。令和3年度交付額が3億5,986万6,000円でしたので、2,704万6,000円、7.5%の増となっています。

11款交通安全対策特別交付金は、交通反則金を収入の原資として、交通事故発生件数などを基に交付額が算定されますが、今年度は交付がありませんでした。

12款分担金及び負担金以下、21ページの22款旧自動車取得税交付金までは、それぞれの決定額あるいは収入見込額等で整理をしています。

次に、22ページをご覧ください。

歳出について、各款項目の主な補正内容を説明してまいります。

歳出は、各科目で不用額が生ずると見込まれるものについて整理をしています。また、補 正額の財源内訳欄の数値は、歳入の調整に伴うそれぞれの充当財源の増減額です。

職員人件費の調整は、実績見込みによる会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当など及び職員共済組合負担金を減額しているものです。

1款議会費は、各科目の不用見込額を整理しております。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、一般管理経費を、4目財産管理 費は、町有財産管理等に係る経費を精算により減額しています。

5目企画費です。24ページに続きますが、各事業の不用見込額の精算のほか、補助金では、 実績に基づき、合わせて882万1,000円を減額しています。

6 目電子計算費は、機器のリース料など及び秋田県町村電算システム共同事業組合負担金 の精算により不用見込額を減額しています。

7目基金費は、ふるさと納税に係る事務費を実績見込みで減額しているほか、収支予算調整の結果、2億5,325万7,000円の剰余が発生しましたので、財政調整基金に積み立てることとしたものです。この予算補正の結果、令和3年度末の財政調整基金残高は10億1,155万3,000円でありましたが、令和4年度で3億7,840万円を取り崩し、6億1,551万7,000円を積み立てたことから、令和4年度末残高は12億4,867万円となりました。

また、未来創生基金への積立てについては、2,600万円を予算化していましたが、収入見込みにより100万円を減額しています。なお、令和4年度のふるさと納税としての未来創生

基金への寄附は2,496万8,000円、令和3年度は2,501万8,000円でありましたので、5万円の減となりました。

8目バス運行費、9目町史編さん費は、実績により不用見込額を精算しています。

11目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付費は、給付対象世帯を898世帯と見込み予算措置しておりましたが、令和4年度末までの給付実績が799世帯となり、精算により事務費のほか交付金を495万円減額しています。

2項徴税費では、賦課徴収事務事業費の不用見込額を減額しています。

3項戸籍住民基本台帳費、26ページに移って、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費では、各科目の不用見込額を整理しております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、実績により不用見込額を精算しているほか、国民健康保険特別会計予算での保険給付費等の見込みによる減額で、繰出金を914万4,000円減額しています。

2目高齢者福祉費は、老人保護事業のほか、各種サービス事業などに係る業務委託料の減額などが主なものです。

3目老人憩の家管理費は、修繕料及び指定管理料の精算による減額です。

4目医療給付費は、19節医療扶助費について、その実績見込額により合わせて254万9,000円減額しているほか、28ページに移りまして、後期高齢者医療特別会計繰出金を120万2,000円減額しています。

5目障害者福祉費では、19節扶助費について、その実績による465万8,000円の減額が主なものです。

6目福祉保健総合センター管理費は、修繕料及び工事費の精算により減額しています。

7目介護保険費は、介護保険特別会計繰出金について、保険給付費等の支払いの実績に応じて311万円減額しています。

8目交通安全・防犯対策費は、実績見込みによる精算です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、実績により不用見込額を精算しています。

2 目児童運営費は、児童運営費委託料、在宅育児支援給付金給付事業交付金など、それぞれ実績見込みによる減額をしています。

30ページをお願いします。

3 目低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付費は、実績により事務費のほか交付金を15 万円減額しています。 4項1目国民年金事務取扱費は、職員旅費と需用費の精算です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、医師確保対策支援及びがん患者補 正具助成の実績による減額など、2目環境衛生費は、公衆トイレの光熱水費、生活排水路修 繕料の精算など、3目公害対策費は、検査手数料の精算よる減額をそれぞれしております。

4目予防費は、定期予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種及びPCR検査実施の各事業において、接種者及び受検者の実績により業務委託料693万1,000円の減額が主なものです。

5目母子保健指導費は、委託料や各種助成事業の実績による減額、6目健康増進事業費は、 各種検診や元気な地域づくり事業などの実績による減額です。

32ページに移ります。

7目資源循環推進費は、生ごみ処理器の新規購入がなかったため、減額をしています。

2項清掃費は、不燃物最終処分事業費について実績による精算、3項診療所費は、歯科診療所特別会計での運営費などの精算により繰出金を483万4,000円減額しています。

5款労働費は、労働支援事業費の実績見込みにより減額をしています。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、各科目の不用見込額を整理しています。

3目農業振興費は、経営所得安定対策推進事業補助金などを合わせて334万1,000円、5 目農業経営基盤強化促進対策費は、報償金を1万1,000円、8目グリーンツーリズム推進費 は、小坂町産ワインで乾杯条例推進事業補助金を164万4,000円、それぞれ実績により減額 しています。

2項林業費は、森林環境譲与税の交付実績により基金積立金に205万5,000円を増額しています。

7款1項商工費、2目商工振興費は、産業振興促進事業や新型コロナウイルス感染症対応 の補助金及び交付金において、それぞれ実績に応じて、合わせて1,287万1,000円を減額し ております。

34ページをお願いします。

3目観光費は、各事業においての不用見込額を精算しています。

4目康楽館費、5目小坂鉱山事務所費及び7目小坂鉄道レールパーク費は、管理に係る経費などの精算による減額です。

6 目国際交流推進費は、国際交流員に係る旅費や国際交流推進事業費の精算により減額し

ています。

8目地域連携DMO推進費では、財源振替で地方創生推進交付金の減額により未来創生基金繰入金を充当しています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、住宅リフォーム支援事業補助金を実績により100万6,000円減額しています。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、町道除雪等業務委託料を精算により 840万円減額しているほか、臨時道路除雪事業費補助金などの大雪の影響に係る国庫補助金 を1,561万2,000円受け入れましたので、財源区分を変更しています。

36ページをお願いします。

2目道路橋りょう新設改良費は、道路改良事業費の精算による減額です。

3項河川費は、河川浚渫工事費、4項都市計画費は、下水道事業特別会計での事業費等の 精算により繰出金を593万9,000円減額しています。

5項住宅費は、定住化促進住宅整備事業費を実績により不用額を減額しています。

9款1項消防費では、2目非常備消防費、3目消防施設費、4目水防費及び5目災害対策費をそれぞれ実績に基づき減額しています。

38ページをお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費及び2目事務局費は、各科目の不用見込額を整理しています。

3 目教育助成費は、主なものとして、スクールバス運行、奨学資金貸付実績に基づく精算のほか、不用見込額を減額しています。

2項小学校費及び3項中学校費の1目学校管理費は、実績に基づく減額、2目教育振興費は、教育振興事業や援助費、小中一貫教育研究会事業の不用額を減額しています。

40ページをお願いします。

4項社会教育費の1目社会教育総務費、2目生涯学習推進費、6目図書館費及び7目郷土館費は、いずれも各経費の不用見込額を整理しました。

4目社会教育施設管理費は、川上公民館整備事業の設計委託料102万4,000円、七滝公民館高圧機器更新事業費558万3,000円を実績によりそれぞれ減額しています。

5項保健体育費の2目体育施設費、3目屋内温水プール費及び4目学校給食費は、実績により不用額を減額しています。

11款災害復旧費は、農林水産施設の現年発生災害復旧工事費を精算により減額しています。

12款公債費では、長期債利子償還金の不用額を減額しているほか、一時借入れの利用がなかったことから、予算化していた利子65万8,000円も減額しました。

次に、9ページまで戻っていただきたいと思います。9ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正では、新たに令和4年度中の事業完了が困難となった8款土木費、3項河川費の急傾斜地崩壊対策事業6万3,000円と、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、農林水産施設災害復旧事業233万4,000円の2件の事業について、その繰越明許費の上限額を定めています。

次に、第3表地方債補正です。

変更は7件で、事業費の精算等に伴いましてそれぞれ調整し、地方債の限度総額1億9,658万4,000円から3,490万円減額して、1億6,168万4,000円に変更するものです。

以上で、令和4年度一般会計補正予算(第9号)の説明を終わります。

- O議長(目時重雄君)
 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

 9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) 全体的なことについて、財政担当課長にお尋ねをしたいと思います。本6月の広報で、町の財政状況をお知らせしますという記事が出ておりました。歳入では収入率が93%、ほぼお金が入ったと。ところが、歳出で見ますと執行率が73.3%、おおむね3割方が未執行であったという数字が出ておるわけです。その後、今のこの最終調整でいるいろな不用についての調整をされてきたから、この時点での数字はまた若干動いているとは思うのですけれども、非常にこの時点で執行率が悪いという状況での一般町民への広報がされているということについては財政課長はどう捉えておられますか。
- 〇議長(目時重雄君) 総務課長。
- ○総務課長(窪田圭一君) 広報報告時は、議員おっしゃるとおり、まだ精算前の数字ということで、ここ数年来、決算議会のたびに、不用額の整理について何度もご指摘をいただいておりました。年々、不用額出ないようにということで、今年も3月議会での補正、さらに今第9号補正でも、かなり細かい数字を整理して減額をしておりますが、以前からご指摘をいただいておりますように、年度末の整理ではなく、本来であれば必要のない予算が分かった時点で早急に減額して、ほかの事業に回すなりというような手だてをしなければならないところではあると思います。

今後も、無駄な予算を計上しないようにとか、できるだけ計上した予算は十分執行することを心がけていくようにしたいと思います。

- 〇議長(目時重雄君) 9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) かねがね、今、総務課長言われたように、予算がついているのであれば、必要だとして予算をつけたものですから、第2四半期なり第3四半期で、できるだけ仕事をしてしまうというのが町民サービスの最たるものだと私は思っております。

繰越明許を全体的に見ますと、やはりいろいろな整備、補修、そういう工事に取りかかる のが遅いために、翌年度に繰越しをしていかなければ事業ができなくなる。これは起債の関 係や国の許認可の問題、補助決定なり、いろいろ要件はあるとは思います。

だとすれば、逆に考えれば、事務執行が遅いのでないかと。言いたくないけれども、そう言いたくなる。やらなければならないことを早く事務執行しないから、国なり県の決定が遅くなってしまう。4月に予算案が可決されて動いていくのであれば、例年やっているのですから、早め早めに仕事はしていかなきゃいけない、かねがね私はそう申し上げてきた。

いろいろなことで期限までできない、なぜそうなるのか。繰越明許は、私はそれの最たる ものだと思う。いろいろな事情はあるものにしても、やらなければならないことが先送りさ れて年度内完成ができなくなりました、無理でした、そういうことの羅列がたくさん出てく る。これが予算の未執行にもつながっていく、私はそう思う。

これは今ここで議論するべき問題ではないと思う。繰越明許の問題なり決算の段階で、議員の皆さんもこの点については、一生懸命考えていかないといけない問題だと思います。私はそういう意味で問題提起をしているわけですけれども、いろんな意味でやはり適正な事務執行をしていただきたい。

今回、これは最終的な調整の補正予算ですから、大変結構なことだと思います。ただ、心して、やはりそちらの執行側に座っている責任のある方は、予算執行について常々配慮して、きちんと執行していただきたい、そういうことを申し上げておきたいと思います。総務課長、その点もう一度ご答弁お願いします。

- 〇議長(目時重雄君) 総務課長。
- ○総務課長(窪田圭一君) 今年度、確かに繰越明許した事業が例年に比べて多かったと思っています。年度途中で大雨の災害があったり、あとは物価高、それからコロナの影響などによりまして資材や部品が入ってこなかったり、いろんな事情がありましたけれども、確かに工事関係に関しては、発注が遅れたりと事務的な手続の遅れもあったかと思いますので、これからは、できるだけ早期発注に努めるようにしていきたいと思います。
- 〇議長(目時重雄君) 9番。

○9番(小笠原憲昭君) もう一言、とどめの一言を言わせていただきたいと思います。

今、総務課長がくしくも言われたけれども、私から言わせれば事務執行の体制、発注するときの人員が足りないのでないか。今の体制でやっていけば、こういう結果がまだまだ出てくると思うのです。発注するのは建設課の仕事でしょう。教育委員会の仕事も、各課の仕事も、建設課が全部まとめて発注をしていくという段取りになっていますよね、事務的に。ですから、そこの体制的な整備をきちんとしてあげないと、こういう状態がいつまでも続いていく、私はそう思います。ですから、きちんと手分けをして、スムーズに事務執行ができるような体制をぜひ取っていただきたい。よろしくお願いします。

- 〇議長(目時重雄君) 町長。
- ○町長(細越 満君) 今、9番議員からいろいろご質問等受けましたけれども、資格のある 建設課職員の募集をずっとしていますけれども、なかなか応募に至っておりません。高校や 有資格者が卒業する学校にも行き、いろいろ情報を聞きながら、できる限り応募のお願いも ずっとやってきておりますけれども、なかなか、今、小坂町に応募してくれる方がいない。 そういうこともありまして、今は積算や設計を1人の職員がやっていますけれども、できる 限り発注が遅くならないよう頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたしま す。
- ○議長(目時重雄君) そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第7、議案第51号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第51号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、小坂町国民健康保険特別会計の決算見込みにより、令和5年3月31日付で 予算の整理を行ったものでございます。

既決予算額に歳入歳出とも1億36万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億1,464万3,000円にしたものでございます。

歳出補正の主な内容は、給付費が確定したことから、一般被保険者療養給付費を9,023万3,000円、一般被保険者高額療養費を1,999万5,000円、出産育児一時金を84万円、葬祭費を60万円、傷病手当金76万8,000円、また特定健康診査検診委託料等の確定により、保険事業費を163万3,000円それぞれ減額し、財政調整基金積立金1,500万円を追加しております。

歳入につきましては、県支出金のうち、療養費等相当額が交付される普通交付金は、当初 交付予定額より療養費等が少額であったため9,234万3,000円の減額、特別交付金は交付額 決定により10万2,000円の増額、福祉医療基盤強化分は30万6,000円の増額、一般会計繰入 金は繰入額確定により914万4,000円の減額、一般被保険者延滞金は実績により72万6,000円 増額しております。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(目時重雄君) 日程第8、議案第52号 令和4年度小坂町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第52号 令和4年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、後期高齢者医療特別会計の決算見込みにより、令和5年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

既決予算額に歳入歳出とも463万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,504万1,000円にしたものであります。

歳出補正の主な内容は、給付費が確定したことから、後期高齢者医療広域連合への納付金 を406万8,000円、事務費を37万1,000円、還付金を19万7,000円それぞれ減額しております。 歳入につきましては、後期高齢者医療保険料について、実績見込みにより343万4,000円 の減額、一般会計繰入金は事務費繰入金を36万9,000円、保険基盤安定繰入金を83万3,000 円それぞれ減額しております。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第9、議案第53号 令和4年度小坂町介護保険特別会計補正予算 (第4号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

〇議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第53号 令和4年度小坂町介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、介護保険特別会計の決算見込みにより、令和5年3月31日付で予算の整理 を行ったものでございます。

保険事業勘定の既決予算額から、歳入歳出ともに2,602万9,000円を減額し、歳入歳出予 算の総額を7億8,932万9,000円にしたものでございます。

歳出補正の主な内容は、2款保険給付費において、給付費の実績に基づき2,212万7,000 円を、3款地域支援事業費において、事業費の実績に基づき380万円をそれぞれ減額したも のでございます。

歳入補正の主な内容は、今年度交付分の介護給付費交付金等の確定に伴い、4款支払基金 交付金から301万2,000円、給付費等の実績が見込みより少なく推移したことから、7款繰 入金から2,371万円を減額したものでございます。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第10、議案第54号 令和4年度小坂町歯科診療所特別会計補正 予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

〇議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第54号 令和4年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、小坂町歯科診療所特別会計の決算見込みにより、令和5年3月31日付で予 算の整理を行ったものでございます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも453万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,750万2,000円にしたものでございます。

補正の内容でありますが、歳出において、総務費及び医療費を実績に合わせて減額を行い、 歳入においては、1款診療収入を16万1,000円減額、4款諸収入は46万円増額、財源調整と して、3款一般会計繰入金483万4,000円を減額し調整しております。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第11、議案第55号 令和4年度小坂町中小企業従業員退職金等 共済事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といた します。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第55号 令和4年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計の決算見込みにより、令和5年 3月31日付で予算の整理を行ったものでございます。

既決予算額から歳入歳出とも150万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を247万5,000円 にしております。

補正の内容でありますが、令和4年度において、小坂町中小企業従業員退職金等共済に加入している企業の退職者2名を見込み予算計上しておりましたが、退職者が1名であったため実績で精算し、予算の整理を行っております。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第12、議案第56号 令和4年度小坂町小坂財産区特別会計補正 予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第56号 令和4年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算(第2号) の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、小坂町小坂財産区特別会計の決算見込みにより、令和5年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも 4万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を 289万2,000円にしたものでございます。

補正の内容でありますが、歳入は、1款2項1目物品売払収入を古代石の売上実績により

7万1,000円増額したほか、1項財産運用収入の1目財産貸付収入と2目利子及び配当金を収入実績により減額しております。

歳出は、歳入の調整として、実績により不用見込みの委託料を4万6,000円減額しております。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第13、議案第57号 令和4年度小坂町水道事業会計補正予算 (第3号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第57号 令和4年度小坂町水道事業会計補正予算(第3号)の専 決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、昨今の急激な金利の上昇の影響により、当初予算で定めた起債借入条件の調整が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で措置したものであります。

本補正予算は、既決予算額に変更はなく、起債の借入利率を年1%以内から年3.5%以内に改めるものでございます。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(目時重雄君) 日程第14、報告第1号 令和4年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させます。

[職員計算書朗読]

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 報告第1号 令和4年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書の内容 をご説明申し上げます。

繰越明許を行った場合、地方自治法施行令第146条に基づき、実際に繰り越した額及びその財源内訳について、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調製し、次の議会の本会議に報告を要することになっております。

今回ご報告申し上げますのは、令和4年度小坂町一般会計補正予算(第8号)及び(第9号)で繰越明許措置をした13件の事業費とその財源内訳を調製した繰越計算書であります。

2款総務費、1項総務管理費の町史編さん事業は、年度内完成が困難となったことにより、 筆耕料と印刷製本業務委託について翌年度へ繰り越したものでございます。

6 款農林水産業費、1項農業費の低コスト技術等導入支援事業は、収量コンバインの年度 内納入が困難となったことから、事業費全額を翌年度に繰り越したものでございます。

7款商工費、1項商工費の十和田湖和井内エリア整備事業は、和井内エリア道の駅に係る 内部展示工事や厨房、レストラン工事について、年度内完成が困難となったことにより、事 業費全額を翌年度に繰り越したものでございます。

小坂鉱山事務所壁面等補修事業は、施工方法の協議に時間を要したこと等により、年度内 完成が困難となったことから、事業費全額を翌年度に繰り越したものでございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費の町道一本杉線流雪溝設置事業は、入札不調により請負業者決定までに時間を要し、年度内完成が困難となったことから、事業費全額を翌年度に繰り越したものでございます。

橋りょう長寿命化事業は、工事計画に際し、河川管理者との協議に時間を要したことから、 事業費全額を翌年度に繰り越したものでございます。

町道向陽線歩道舗装補修事業は、工区間の事業費調整に時間を要し、年度内完成が困難となったことから、事業費全額を翌年度に繰り越したものでございます。

十和田湖和井内エリア整備事業は、秋田県道路改良工事の遅れにより、工事着手に遅れが 生じたことから、翌年度に繰り越したものでございます。 3項河川費の急傾斜地崩壊対策事業は、県営事業に係る負担金で、県と同様の措置を講じたものでございます。

10款教育費、4項社会教育費の中小路の館補修事業は、部材調達及び秋田県文化財保護審議会の許可までに時間を要したことから、事業費全額を翌年度に繰り越したものであります。

交流センター電気設備改修事業は、器具の納品に日数を要し、年度内完成が困難となり、 事業費全額を翌年度へ繰り越したものでございます。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、交付決定が年度末となったことから、年度内完成が困難となり、事業費を翌年度へ繰り越したものでございます。

2項農林水産施設災害復旧費の農林水産施設災害復旧事業は、年度内完成が困難となり、 事業費全額を翌年度へ繰り越したものであります。

翌年度へ繰り越した事業費は、総額で3億6,799万3,000円となっております。

財源内訳の合計は、未収入特定財源として国・県支出金1億5,719万4,000円、地方債6,040万円、一般財源として1億5,039万9,000円となっております。

以上、誠に簡単でありますが、報告といたします。

- ○議長(目時重雄君) ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号 令和4年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長(目時重雄君) 日程第15、報告第2号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計繰越明 許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させます。

[職員計算書朗読]

〇議長(目時重雄君) 町長からの提出理由の説明については、午後からにしたいと思います。

これで昼食休憩に入らせていただきます。再開は午後1時からとします。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長(目時重雄君) 会議を再開します。

日程第15、報告第2号について、町長からの提出理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

〇町長(細越 満君) 報告第2号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計 算書の内容をご説明申し上げます。

今回ご報告申し上げますのは、令和4年度小坂町下水道事業特別会計補正予算(第2号)で繰越明許措置をした2件の事業費とその財源内容を調製した繰越計算書であります。

米代川流域関連公共下水道事業は、荒川地区における下水道管渠工事の年度内完成が困難であることから、繰り越したものでございます。

米代川流域下水道鹿角処理区建設事業は、県営事業に係る負担金で、県と同様の措置を講じたものであります。

なお、翌年度へ繰り越した事業費は総額で3,375万8,000円となっており、その財源内訳は、未収入特定財源として地方債3,300万円、一般財源として75万8,000円となっております。

下水道事業特別会計は令和5年4月1日付で廃止されたことに伴い、小坂町下水道事業、 1款資本的支出、1項建設改良費及び2項流域下水道事業建設費へ繰越額を引き継いでおります。

以上、誠に簡単でありますが、報告といたします。

○議長(目時重雄君) ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第16、議案第58号 令和5年度小坂町水道事業会計補正予算 (第1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

〇町長(細越 満君) 議案第58号 令和5年度小坂町水道事業会計補正予算(第1号)の専 決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、砂子沢浄水場において、昨年末からの2か月間、ろ過装置に高度の負荷をかけ続けたことにより、ろ過能力が低下していることが判明したため、早急に膜ろ過エレメントの交換が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年6月1日付で措置したものであります。

補正額は、収益的支出において、水道事業費用の既決額 2 億4,634万6,000円に250万円増額し 2 億4,884万6,000円とし、資本的支出において、資本的支出の既決額 1 億6,895万2,000円に5,720万円増額し 2 億2,615万2,000円としたものでございます。

また、昨今の急激な金利の上昇の影響により、当初予算で定めた起債借入条件の調整が必要となり、起債の借入利率を年1%以内から年3.5%以内に改めたものでございます。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(目時重雄君) 日程第17、議案第59号 三澤つせ子ども図書基金条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

〇町長(細越 満君) 議案第59号 三澤つせ子ども図書基金条例の制定について、提案理由 をご説明申し上げます。

当基金の設置につきましては、三澤つせ氏から寄附があり、子どもの図書購入に活用して ほしいとの意思に基づき、基金の運用方法に係る必要な事項を定める条例を制定するもので あります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご 協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(目時重雄君) 教育委員会事務局長。
- **〇教育委員会事務局長(成田昌章君)** それでは、私から、議案第59号 三澤つせ子ども図書

基金条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

本条例の制定は、町長から説明がありましたとおり、三澤つせ氏から寄附があり、基金を 設置し、その運用について条例を定めるものであります。

小坂町小坂鉱山字古川41番地2、三澤つせ氏から2,000万円の寄附があり、本人の申出により、小坂町立図書館において、子どものための図書購入に使用してほしいとのことであります。

当基金の運用につきましては、毎年度基金を取り崩し、図書購入の費用に充てていきたいと考えております。

なお、本人の希望により、図書館において三澤つせ氏を冠としたコーナーを設置し、子ど もたちが本に親しんでもらえるよう整備していきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、詳細説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第59号につきましては、産業教育常任委員会に付託い たします。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第18、議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

〇議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

〇町長(細越 満君) 議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給

与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

十和田湖和井内地区に整備している十和田湖観光振興センターが、事務手続の遅延により開業予定が遅れることについて、これまで議会議員全員協議会においてご報告申し上げてまいりましたが、この問題の責任の所在を明らかにするため、関係する職員に対して、6月6日付で懲戒処分及び厳重注意をしたところでございます。

また、このたびの事案が及ぼした影響の大きさを踏まえ、私自身と教育長について、本年 7月分の給料月額の10分の1に相当する額を減ずることとし、町としての結果責任を明らか にするとともに、反省、自戒のあかしにいたしたいと存じます。

今後、庁内の連携を深めるとともに、事務事業の適正な執行に努めてまいります。

以上、改めて深くおわびを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第19、議案第61号 小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条

例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第61号 小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、北つつじ平住宅1棟4戸を用途廃止し、町が管理する住宅戸数を改正するものでございます。

用途廃止する住宅は5号棟でありますが、全入居者が退去し、老朽化も著しいことから、 今年度解体する予定でございます。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(目時重雄君) 日程第20、議案第62号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

[町長 細越 満君登壇]

町長。

〇町長(細越 満君) 議案第62号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、十和田湖観光振興センターの指定管理者を指定するものであります。

十和田湖観光振興センターは、十和田湖地区の道路利用者等に良好な休憩の場を提供し、 小坂町の観光情報等の発信及び地場産品の販売等を通じて都市と地域の交流を促進し、地域 資源を活用した産業の振興と地域の活性化を図ることを目的として設置しました。

施設内には町十和田出張所があり、環境省が管理するトイレ棟及び緑地公園が隣接する複合施設となっています。

施設棟については、十和田出張所のほか、道路及び観光についての情報提供を行うスペース、授乳室、コインシャワー室を整備しており、また、和井内貞行翁の功績、十和田湖ひめますほか、十和田湖に関する様々な展示をご覧いただけます。

オープンは、令和6年度の早い時期を予定しております。

施設運営に当たっては、管理運営の効率化、サービスの向上と充実を図るため、指定管理によることとし、小坂町の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、1月27日から2月27日までの期間に公募を行い、和井内観光推進会、株式会社soopoint、鹿印合同会社の3団体により申請がされました。

なお、申請があった任意団体1団体と2法人につきましては、全て町民及び町内事業者が 新たに設立した団体となっております。

その後、3月24日に指定管理者選定委員会を開催し、申請団体から団体の概要、申請計画等の詳細について説明を受け、審査を行いました。その結果、最も評価の高かった鹿印合同会社を候補者に選定いたしました。

指定管理期間は、現時点ではございますが、令和6年3月1日から令和10年3月31日までの4年1か月であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、基本協定の締結を行い、工事の進捗 状況によりますが、来年3月からの管理を行うことになります。

また、指定管理者は、施設管理と併せて、町が整備した厨房、売店、飲食スペースを活用 して、地場産品の販売や魅力的な飲食物提供などの自主事業を行うこととしております。こ れにより安定的な収益を確保し、施設の健全な運営を行っていただきたいと考えております。 以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまし て、提案理由の説明といたします。

- O議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) 鹿印合同会社の所在地と代表者のお名前を教えていただきたい。
- 〇議長(目時重雄君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(木村則彦君) 所在地は、地番は忘れたのですけれども、柴田商店さんの本社で、代表者は柴田美紀子さんだったと記憶しております。
 以上です。
- ○議長(目時重雄君) そのほか質疑ございませんか。 10番。
- **○10番(熊谷 聴君)** 指定管理については、冬はやらないということになるのか、それとも 夏冬通してやる指定管理になるのかの確認です。今まで、レールパークも指定管理をして結 局冬やらなかったり、孫左衛門も冬やらなかったりということがあったので、ちょっとその 辺を確認したい。お願いします。
- 〇議長(目時重雄君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(木村則彦君) 道の駅でございますので、通年での指定管理ということになります。ただ、飲食物を提供するスペースにつきましては、冬期間については要相談という形になりますけれども、展示スペースや道の駅の休憩所につきましては、冬期間も常に開設するので、そちらも含めて管理していただくということになります。
- O議長(目時重雄君)
 そのほか質疑ございませんか。

 6番。
- 〇6番(秋元英俊君) 令和6年3月1日から令和10年3月31日までの指定管理料の総額は

幾らになりますか。

- 〇議長(目時重雄君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(木村則彦君) 令和5年度の当初予算では、10月からのオープンということで、その1か月だったか2か月前からの指定管理ということで考え、予算は570万円を計上しておりました。

ただ、今お話があったとおり、3月からの指定管理ということで、ちょっと状況が変わってきますので、令和5年度3月の1か月間と、あとは令和6年度の予算ということになりますので、令和6年度予算につきましては今後ということで考えております。

- 〇議長(目時重雄君) 6番。
- ○6番(秋元英俊君) 普通、指定管理というのは管理料を総額で出していただいて、それも 参考の資料となるべきと私は思っていたのですが、今回の十和田湖観光振興センターは、単 年度単年度で契約していくということで理解してよろしいでしょうか。
- 〇議長(目時重雄君) 観光産業課長。
- **〇観光産業課長(木村則彦君)** 基本協定につきましては4年1か月ということで契約しますけれども、指定管理料につきましては年度年度の契約ということになります。
- 〇議長(目時重雄君) 6番。
- ○6番(秋元英俊君) 年度年度でやるということは、必ずしもこの会社だけが一番安いという状況にはならないという可能性も含んでいると思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。5年間の指定管理料であれば、普通5年間の総額で指定管理料の参考資料として吟味するのですけれども、この3者から応募があった中では、例えば単年度単年度でやるということになると、必ずしもこの契約しようとしている会社が管理料が一番安いということにはならないと理解しましたが、その辺はどのように考えているのでしょうか。
- 〇議長(目時重雄君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(木村則彦君) 指定管理料の積算につきましては、他の指定施設も単年度で行っています。電気料などもその年その年で、今も値上がりしたりもしていますし、いろいろな管理する人件費なども最低賃金が変われば変わってきますし、積算根拠につきましては、電気料や観光案内業務の人件費などの単価自体も年々変わりますので、5年間総額でということではなく、年度年度での積算での指定管理、あくまでも営業部分ではなく管理する部分に関しての指定管理料ということですので、総額ではなく年度年度でということでの契約にしております。

○議長(目時重雄君) そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第62号につきましては、産業教育常任委員会に付託い たします。

◎議案第63号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第21、議案第63号 令和5年度小坂町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第63号 令和5年度小坂町一般会計補正予算(第2号)について、 提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額42億7,651万9,000円に歳入歳出それぞれ2億5,571万6,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を45億3,223万5,000円にしようとするものでございます。

歳出補正予算の主なものとして、2款総務費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業に関する経費を、4款衛生費では、第3次小坂町環境基本計画策定に関する経費を、7款商工費では、物価高騰対策として実施する地域応援商品券事業に係る経費をそれぞれ措置しているほか、レールパークの収入の柱である、あけぼの号の宿泊営業を再開させるため、塗装修繕工事に係る経費について再提案いたします。10款教育費では、旧川上公民館解体工事に係る経費を措置しております。

また、職員の人事異動及び会計年度任用職員の任用等に伴う人件費等の調整も行っております。

歳入においては、地方創生臨時交付金のほか、川上公民館解体事業には公共施設等総合管

理基金繰入金を充当、また、三澤つせさんから2,000万円の寄附があり、新たに子ども図書基金を造成するほか、歳入歳出補正予算において不足する一般財源4,030万6,000円を繰越金で措置しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(目時重雄君) 総務課長。
- ○総務課長(窪田圭一君) それでは、一般会計補正予算(第2号)の詳細について説明いた します。

歳出から説明させていただきますので、補正予算書の8ページをお願いします。あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明をしてまいります。

- 1款1項1目議会費は、人事異動に伴う人件費の調整を行っています。
- 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事異動及び会計年度任用職員の任用 確定等に伴う人件費の調整により105万7,000円の減額となりました。

人件費の調整につきましては、以下の款においても同様の調整をしておりますので、説明 は省略してまいります。

今回の一般会計の補正では、全体で人件費が377万8,000円の増額となっております。

- 4目財産管理費、12節業務委託料は、自治会から要望があった道作地内の旧七滝小学校林の支障木を伐採する作業委託分として74万8,000円を計上しています。
- 5目企画費、14節設備補修工事費160万6,000円は、十和田湖地区テレビ共聴施設の光ケーブルが大川岱地内で倒木により断線したため、その復旧に係る経費です。

財源内訳欄その他の160万6,000円は、復旧に係る災害共済金分です。

6目電子計算費は、当初予算で計上していた地方公共団体情報システムの標準化事業に、 デジタル基盤改革支援国庫補助金を充当することになりましたので、その分の財源を振替し ております。

7目基金費、24節未来創生基金積立金は、あけぼの号の塗装補修工事に係る費用を、ふる さと納税を活用したクラウドファンディングにより広く寄附を募ることとするものです。

寄附額は事業費の2割程度を見込み、財源内訳欄その他の350万円は、未来創生基金です。 10目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費は、物価高騰により家計負担が 増加していることを踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、臨時的な措置 として給付金を給付するもので、給付額は1世帯当たり3万円で820世帯を見込んでおりま す。7月中に通知を発送して、1回目の給付は8月の上旬を予定しております。

財源内訳欄の国県支出金2,665万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金の低所得世帯支援枠分です。

次に、10ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節は、エネルギー価格高騰に伴う施設の光熱費の負担軽減を図るため実施する社会福祉法人等の原油価格高騰対策事業補助金で、県が行う補助に町が単独でかさ上げをして、入所系、通所系いずれも1人当たりの基準額を1万2,000円として、障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金には298万8,000円、介護保険施設等物価高騰対策事業補助金には236万4,000円を措置しました。

財源内訳欄の国県支出金535万2,000円は、新型コロナ対応の地方創生臨時交付金です。

8目交通安全・防犯対策費、10節消耗品費40万円は、交通指導隊新隊員用の制服購入費 分です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の22節国庫支出金返還金2万7,000円は、令和4年 度児童手当負担金の精算分です。

2目児童運営費、18節の保育所等光熱費価格高騰対策事業補助金は、エネルギー価格高騰 に伴う光熱費の負担軽減を図るため行う県補助の基準額5,300円に町が単独かさ上げをして、 昨年と同額の1人当たり9,000円の基準額として91人分を見込み、81万9,000円を措置して います。

これも地方創生臨時交付金事業で、財源内訳欄の国県支出金の81万9,000円は、同交付金です。

3目低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付費は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により食費などの物価高騰などに直面している、ひとり親世帯を除く低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人当たり5万円の給付金を支給するもので、10節需用費と11節役務費は事務費分として合わせて1万円、18節の交付金は14人分を見込んで70万円の給付金を措置しています。

22節国庫支出金返還金は、前年度分の同給付金の精算分です。

財源内訳欄の国県支出金71万円は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化国庫 交付金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節の鹿角広域行政組合衛生費負担金は、人事異動に伴う人件費補正分として1万5,000円の増額としています。

2目環境衛生費は、令和4年度で計画期間が終了した第2次小坂町環境基本計画に続く第 3次計画策定に係る経費で、令和5年度から令和12年度までの8年間の計画を策定します。 環境審議会の開催、アンケート調査の実施、計画策定支援業務など合わせて802万円を計上 しています。

12ページに移ってください。次のページをお願いします。

6 款農林水産業費、1項農業費、3 目農業振興費、17節備品購入費150万円は、七滝産直施設のレジ及びプリンター購入費を計上しました。

18節農業用資材等価格高騰対策支援事業交付金は、資材費や燃料費の高騰による農業生産 経費の増大を緩和し、営農継続を支援するため、農地面積1反歩当たり1,000円を基準額と して445万7,000円を措置しています。

こちらもコロナ対応の地方創生臨時交付金事業で、財源内訳欄の国県支出金445万7,000 円は、地方創生臨時交付金です。

7款1項商工費、2目商工振興費は、原油価格及び物価高騰対策として1世帯当たり1万5,000円の商品券を配付する地域応援商品券事業を実施する経費を措置しました。10節需用費と11節役務費、12節委託料は事務費として合計387万円、18節の補助金は商品券分として2,300世帯3,450万円を計上しております。

財源内訳欄の国県支出金は、こちらも新型コロナ対応の地方創生臨時交付金を2,303万円 充当し、不足分は一般財源の充当としております。

4目康楽館費、10節修繕料88万円は、建物正面にあるポール式照明灯と屋根の雪害修繕の分です。

7目小坂鉄道レールパーク費、14節工事請負費は、滞在型観光による明治百年通り及び周辺のにぎわい創出を図るために必要な施設である、あけぼの号の宿泊営業を再開させるため、 車両の塗装工事費として1,755万6,000円を措置しています。

財源内訳欄その他の1,755万6,000円は、未来創生基金繰入金350万円と公共施設等総合管理基金繰入金1,405万6,000円の合計です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、10節修繕料は、道路補修に 係る修繕料に不足が見込まれるため150万円を計上しています。

3項河川費、2目河川整備費の14節河川補修工事費390万5,000円は、松木沢川の岩沢地内の護岸損壊が確認されたため補修工事費を措置しています。

14ページをお願いします。

9款1項消防費、1目常備消防費、18節の鹿角広域行政組合消防費負担金は、人事異動に係る電話機新設分、被服購入分、救助活動用消耗品の購入、救急車修繕などにより224万5,000円の増額となっています。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費、12節業務委託料の50万円は、小坂小中学校で芸術鑑賞教室としてピアノ三重奏団の演奏会を開催する経費です。

3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費の施設補修工事費66万円は、当初予算で措置した校舎内外補修工事の追加分です。設備改修工事費145万4,000円は、小坂中学校のFF暖房機の操作ユニット交換に係る経費です。

財源内訳欄その他の66万円は、新総合教育エリア振興基金繰入金です。

4項社会教育費、4目社会教育施設管理費、14節施設解体工事費は、旧川上公民館解体分として1億1,048万2,000円を措置しました。体育館耐震補強等改修工事及び解体後、跡地へ倉庫新築工事を計画しておりますが、それについては令和6年度の事業実施予定としております。

財源内訳欄その他の1億1,048万2,000円は、公共施設等総合管理基金繰入金です。

6目図書館費は、三澤つせ子ども図書基金に係る予算を計上しました。17節図書費10万円は、子ども用図書の購入費、庁用器具費の30万円は、本人の希望により基金で購入した図書専用のコーナーを新たに設けるための経費です。

24節基金積立金は、新たに造成する三澤つせ子ども図書基金に積立てする分です。

財源内訳欄その他の2,010万円は、寄附金2,000万円と基金繰入金の10万円です。

続きまして、歳入を説明しますので、7ページをお願いします。

今回の補正予算で不足する一般財源は、19款繰越金に4,030万6,000円を計上し、収支の 調整を図っております。

なお、先ほど町政報告にありましたように、令和4年度一般会計における実質収支額は9,031万4,000円でありますが、今回補正後の繰越金は既決予算額と合わせて9,030万6,000円となり、留保分はほぼないものとなります。

次に、4ページをお開きください。

地方債補正では、一般会計も昨今の急激な金利の上昇の影響により起債借入条件の調整が必要となりましたので、利率を年1.0%以内から3.5%以内に変更しております。限度額の変更はございません。

以上で、一般会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

○議長(目時重雄君) 議案第63号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長(目時重雄君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は6月16日午前10時から再開し、一般質問を行います。

お知らせします。この後、全員協議会を開催します。時間は1時55分から開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。場所はこの場所です。

散会 午後 1時48分